

「倉敷市地域防災計画（改正案）」の パブリックコメント集約結果

「倉敷市地域防災計画（改正案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数 1人 2件

2 御意見の要旨と市の考え方

次ページのとおりです。

3 今後の予定

倉敷市地域防災計画（改正案）を倉敷市防災会議に上程し、承認を得た後、公表します。

4 参考

意見募集期間 平成28年12月1日（木）～12月31日（土）

御意見をお寄せいただきました皆様の御協力に厚くお礼申し上げます。

倉敷市 総務局 防災危機管理室

No.	御意見の要旨	倉敷市の考え方
1	<p>今後の福祉避難所指定について</p> <p>要援護者の支援体制づくりを要援護者といっても範囲が広く、災害時どれだけカバーできるか不安</p> <p>障がい者の意見を聞く</p> <p>現在30施設、収容人数少ない</p>	<p>要援護者とは、「高齢者」「障がい者」「乳幼児」「妊産婦」「傷病者」「日本語での意思疎通が困難な外国人」など、避難や避難所での生活等において支援や配慮を要する方のことです。</p> <p>本市といたしましては、平素から、要援護者台帳を整備し、その状況把握に努めるとともに、自治会、町内会、自主防災組織及び消防団等とも連携し、要援護者に対する支援体制の充実を図っているところです。</p> <p>障がい者をはじめ、要援護者の方々から意見を伺うことは重要と考えており、それぞれの担当部局と情報交換をしております。</p> <p>現在、特別養護老人ホームなど30箇所を福祉避難所として指定しております。今後とも、施設数の増加を目指したいと考えます。</p>
2	<p>総合防災訓練の見直しについて</p> <p>屋外での訓練から避難所で過ごす訓練が必要</p> <p>「避難所に対する意識改革」が今求められています。</p>	<p>本市におきましては、避難所は避難者が自ら運営する施設と考えております。</p> <p>このため、避難者が自ら運営することができるように「避難所運営マニュアル」を作成中で、平成29年3月までに、全ての指定避難所に設置する予定です。</p> <p>また、市民の方々に対する避難所運営にかかる研修につきましては、高梁川流域連携自治体の事業として「避難所運営演習」を実施しております。</p> <p>総合防災訓練につきましては、主に市災害対策本部、消防、警察、県庁、自衛隊、医療機関やインフラ事業者などとの連携などを中心に実施しております。「屋外での訓練から避難所で過ごす訓練が必要」との御提案につきましては、今後、どういった方法がとれるかを研究したいと考えます。</p>

パブリックコメント要約版

1 案件名
「倉敷市地域防災計画(改正案)」のパブリックコメント
2 募集期間
平成28年12月1日(木)～平成28年12月31日(土)
3 趣旨
<p>倉敷市では、災害対策基本法に基づき、災害予防、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産をすべての災害から保護することを目的として、倉敷市防災会議において昭和37年に倉敷市地域防災計画の初版を策定しています。</p> <p>今回、水防法の改正(平成27年5月)、国の防災基本計画の改正(平成28年2月、5月)、岡山県国土強靱化地域計画の策定(平成28年2月)、県の災害救助法施行細則の改正(平成28年5月)、県の地域防災計画の修正(案)等を踏まえ、地域の防災対策を一層推進するため、倉敷市地域防災計画の改正を行いました。</p> <p>倉敷市地域防災計画の改正案を作成しましたので、これを公表し、市民の皆さまからのご意見等をお伺いするパブリックコメント(意見募集)を実施します。</p>
4 資料閲覧場所
本庁防災危機管理室、情報公開室、児島・玉島・水島の各支所総務課、真備支所市民課庶務係、庄・茶屋町・船穂の各支所、市ホームページ
5 提出方法
担当課に、直接持参、郵送、FAX、電子メール等で提出ください。 (直接持参の場合は、土・日・祝日・12月29日～12月31日を除く 8時30分～17時15分) 件名、氏名、住所(団体の場合は名称及び所在地)及び連絡先を必ず明記してください。
6 問合せ先
本庁防災危機管理室 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 TEL 426-3131 FAX 421-2500 Eメール dapvt@city.kurashiki.okayama.jp

倉敷市地域防災計画の改正概要

1 計画改正の考え方

水防法の改正（平成27年5月）、国の防災基本計画の修正（平成28年2月、5月）、岡山県国土強靱化地域計画の策定（平成28年2月）、県の災害救助法施行細則の改正（平成28年5月）、県の地域防災計画の修正（案）等を踏まえ、地域の防災対策を一層推進するため、倉敷市地域防災計画の改正を行うものです。

2 主な改正内容

- (1) 想定し得る最大規模の洪水・雨水出水・高潮
- (2) 比較的発生頻度の高い雨水出水に対する地域の状況に応じた浸水対策
- (3) 持続的な機能確保のための下水道管理
- (4) 水害に強い地域づくり、実効性のある避難計画の策定
- (5) 適切な避難行動を促す情報伝達
- (6) 被災生活の環境整備
- (7) ボランティアとの連携・協働
- (8) 情報伝達にLアラート（災害情報共有システム）を活用